

○府中町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

令和 4 年 12 月 27 日

教 委 規 則 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 46 年広島県条例第 67 号。以下「県条例」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、府中町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が府中町立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 府中町立学校の県条例第 2 条第 2 項に規定する教育職員のうち、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 28 年広島県条例第 49 号）第 3 条第 1 項第 1 号イに規定する教育職給料表（イ）の適用を受ける者をいう。
- (2) 所定の勤務時間 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年広島県条例第 5 号。以下「広島県勤務時間条例」という。）第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間のうち、広島県勤務時間条例第 9 条及び第 10 条第 1 項に規定する日並びに職員の給与に関する条例（昭和 26 年広島県条例第 22 号）第 16 条第 3 項に規定する人事委員会が定める日（広島県勤務時間条例第 10 条第 1 項に規定する代休日が指定された日を除く。）以外の日における勤務時間をいう。
- (3) 時間外在校等時間 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条に規定する指針に規定する在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいう。

(業務量の適切な管理)

第 3 条 教育委員会は、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

2 前項の限度時間は、1 月について 45 時間及び 1 年について 360 時間とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童又は生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に同項の限度時間を超えて所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、次の各号に掲げる時間及び月数について、当該各号に定める要件の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1 月における時間外在校等時間 100 時間未満であること。

- (2) 1年における時間外在校等時間 720 時間を超えないこと。
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1月当たりの平均時間 80 時間を超えないこと。
- (4) 1年のうち1月における時間外在校等時間が 45 時間を超える月数6月以内であること。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。